

(宛先) 内閣総理大臣(まち・ひと・しごと創生本部本部長)、内閣官房長官、地方創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)、消費者庁長官、消費者委員会委員長、国民生活センター理事長

2019年6月25日

「消費者行政新未来創造オフィス」の今後についての意見

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

2014年、政府の「まち・ひと・しごと創生本部」において、消費者庁等の地方移転の検討方針が突如として公表されて以降、全国消団連などの消費者団体、弁護士会等の多くが消費者行政の機能低下を懸念し、移転反対の意見を表明してきました。

その後2016年9月の「まち・ひと・しごと創生本部」決定に基づき、「これまで行ってきた迅速な対応を要する業務、対外調整プロセスが重要な業務(国会対応、危機管理、法執行、司令塔機能、制度整備等)は東京で行う」と基本的考え方が示されたうえで、実証に基づいた政策の分析・研究機能をベースとした消費者行政の発展・創造の拠点として「消費者行政新未来創造オフィス」が徳島県に開設されるとともに、3年後に当たる2019年度を目途に検証・見直しを行うこととされました。

今回の「消費者行政新未来創造オフィス」の検証・見直し時期をむかえ、私たちは消費者行政の機能の維持・発展を求める立場から、以下の意見を申し述べます。

1. 消費者行政新未来創造オフィスの位置づけは、本庁の現有体制を維持したうえでの追加措置であることを明確にしてください。新未来オフィスのプロジェクトの成果は有効に活用し、全国に展開してください。

本年5月、消費者委員会の消費者行政新未来創造プロジェクト検証専門調査会から報告書が出されましたが、検証を行う上で重要な観点は「目的・目標との関係でどれだけ成果があがっているか」「成果が国・全国の地方公共団体の消費者行政に展開・活用できるものとなっているか」「徳島県で取組が行われた意義が発揮されているか」といった点だと考えます。

この間、消費者行政新未来創造オフィスで取り組まれたプロジェクトのうち、「若年者向け消費者教育の取組」「消費者安全確保地域協議会の構築」「公益通報受付窓口及び内部通報制度の整備促進」などは、徳島県内では一定の成果を得た取組と言えますが、今後はそれらを全国の都道府県に展開していく必要性があります。一方、「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」など一部の調査・研究は、必ずしも徳島県で実施する必然性はなく、消費者庁本庁で実施すればよいものと考えられます。

消費者行政新未来創造オフィス設置により、消費者庁が調査・研究等の実証フィールドという「現場」を得て、実験的に様々な取組みが行われ、今後全国の地方自治体における消費者行政に展開・活用できる可能性のある成果が得られたことは、消費

者行政の進化に寄与したことと言えます。消費者庁には地方出先機関がないことを踏まえると、この「現場」は徳島県に限らず、国内に複数箇所設けることも考えられますが、各種のプロジェクトについては、この「現場」でなければできない内容（若年者向け消費者教育の取り組み、見守りネットワークの構築等）への取り組みに絞るとともに、アウトプットである施策については全国展開に足りうる内容とする必要があると考えます。ただし、これらは本庁の主要機能が減退しないことが前提であり、組織的には現有体制の追加措置として進めるべきです。

今回の検証の結果として、消費者庁本庁の地方移転はないという結論を改めて明確にするとともに、消費者行政新未来創造オフィスの位置づけは、本庁の現有体制を維持したうえでの追加措置であることを明確にしてください。そのうえで、今後は各種プロジェクトの内容を精査し、東京は本庁としての機能を高め、徳島県などの「現場」は実証フィールドの場として取り組みの質を高めてください。

2．消費者行政新未来創造オフィスでの国民生活センターの取組は、撤退するべきです。

国民生活センターについては、研修事業と商品テスト事業の一部試行が行われましたが、研修事業は受講者数が伸びず、商品テスト事業も機材等の設備問題から実際のテストは県外で実施していたのが実情であり、成果はなかったと考えられます。国民生活センター全体の体制の薄さをかんがみても、地方に拠点を置く意義は薄いことから、徳島県から撤退するべきです。自治体の相談員・職員の研修参加率を高めることは地方消費者行政における大きな課題ですが、徳島県だけでなく、各都道府県に出向いての研修を手厚くするべきです。

3．消費者庁が消費者の権利の確立やくらしの向上に資する組織として、「消費者行政の司令塔」としての機能を十分に果たすことを強く望みます。

安全・取引・表示・消費者教育・地方消費者行政強化など消費者行政の課題は山積していますが、設立10年を迎えた消費者庁の現状は、機能面・組織面の両面において、消費者団体等の期待に十分応えているとは言い難い状況です。そうした現状の中で、消費者庁が地方移転問題の対応に忙殺されること、結果として機能の更なる低下につながる判断がされることには強く反対します。また組織面では、消費者庁職員（平成30年4月現在で定員346名）のうちプロパー職員は現状50名程度とごくわずかであり、多くを他省庁・自治体・民間からの出向に依存する状況ですが、他省庁と比べてもただでさえ手薄な体制が、地方移転により出向者の多くが引き上げとなる事態となつてはなりません。

消費者庁には、本来期待される「消費者行政の司令塔」としての機能を十分に発揮し、消費者の権利の確立やくらしの向上に資する組織となることを希望します。

以上